大阪府立中之島図書館カフェ施設出店事業者募集細目

令和7年８月

１　貸付物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（１）施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（２）用途の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（３）カフェのコンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（４）契約形態及び貸付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（５）賃付料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（６）必要経費等の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（７）契約保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（８）店舗設備等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（９）指定管理者制度の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（10）今後の改修予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　営業条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）営業日及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（２）営業開始日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（３）提供するメニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（４）その他のサービス等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（５）営業に伴う関係法令上の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（６）食材料等の搬出入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（７）廃棄物の回収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（８）貸付物件の改修・修繕等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（９）緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　契約条件

（１）契約更新等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（２）貸付物件の引渡し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（３）貸付物件の管理責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（４）権利設定及び譲渡の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（５）契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（６）損害賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（７）原状回復・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

（８）事務の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

参考資料

別紙１　中之島図書館のカフェのコンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

別紙２　共用部分の維持管理に必要な費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

別紙３　貸付中における府から貸与を受ける設備什器類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

別紙４　図書館資料の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

別紙５　大阪府立図書館　保存管理区分図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

別紙６　大阪府立図書館　保存活用方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

資料１　図書館入館者数及びうちカフェ入場者数・令和６年度カフェ施設共益費　・・・・・・・・・27

１　貸付物件

（１）施設の概要

　　　大阪府大阪市北区中之島1丁目２番10号

　　　大阪府立中之島図書館

　　　（竣工：1904年竣工2月竣工、同年3月開館）

（２）用途の指定

　　　カフェ（軽食喫茶店）の営業

出店事業者は、カフェ営業を主としつつ、従として物販を行うことも可能です。

ただし、次の①及び②に該当する使用はできません。

➀　悪臭・騒音・振動など図書館内の環境を損なうと予想される用途

　　②　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業（ラウンジ、スナック等、規制対象業種に類する営業実態のものを含む。）、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業受託業務その他これらに類する業の用途

（３）カフェのコンセプト

カフェの基本的なコンセプトは別紙１「中之島図書館のカフェのコンセプト」のとおりです。応募者は別紙１を十分に理解しつつ、応募者の“強み”を活かした魅力ある提案をしてください。

（４）契約形態及び貸付期間

①　契約形態

　　　地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第２項第４号の規定に基づき、出店事業者に店舗用区画を貸し付けます。また、府と出店事業者が締結する契約は、借地借家法（平成３年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約であり、貸付期間満了により契約は終了し、更新を行いません。ただし、これは、貸付期間満了に伴い、大阪府（以下「府」という。）が新たに出店事業者を募集する際の応募を妨げるものではありません。

②　貸付期間

貸付開始の日（令和８年１月１日から令和８年３月31日までの間で出店事業者と府とが協議の上、決定した日）から令和17年12月31日までとします。

貸付けに係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間は、貸付期間に含みます。

（５）貸付料

①　１年間の貸付料

年額5,740,800円（税抜）以上とし、募集要項に定める企画提案書に出店事業者が記載した応募価格（提案使用料）（以下「応募価格」という。）に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額とします。

②　年度ごとの貸付料

ア　令和７年度における貸付料

令和７年度の貸付料は、出店事業者として決定した者が提示した応募価格を365で除して得た数に貸付開始の日から令和８年３月31日までの日数を乗じて得た額（百円未満切上げ）に消費税相当分を乗じて得た額（10 円未満切捨て）とします。

イ　令和８年度から令和16年度における年額貸付料

令和８年度から令和16年度における１年間の貸付料（以下「年額貸付料」という。）は、応募価格に消費税相当分を乗じて得た額（10円未満切捨て）とします。

ウ　令和17年度における貸付料

令和17年度における貸付料は、応募価格に365分の275を乗じて得た額（百円未満切上げ）に消費税相当分を乗じて得た額（10円未満切捨て）とします。

③ 貸付料の納入

貸付料は、府が発行する納入通知書により、四半期（３ 箇月）ごとに、納入期限までに支払うものとします。ただし、令和７年度の貸付料は、貸付開始の日までに支払っていただきます。

④　貸付料の改定

契約期間中、消費税率の改定その他類似の税制度の変更、新設等があった場合、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第14条により設置許可を受けて納付する公園使用料の改定があった場合、貸付物件の価格の著しい変動その他正当な理由がある場合は、府と出店事業者との協議により、将来に向かって貸付料の改定を行うことができるものとします。

（６）必要経費等の負担

次に掲げる費用は、全て出店事業者の負担とします。

①　カフェの準備・営業等に必要な費用

　・　出店事業者が設備機器・家具・食器類・看板等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用

　・　食材費

　・　カフェ営業にかかる光熱水費（貸付物件部分にかかる電気・上下水道料金については、毎月、指定管理者が発行する請求書により、指定する期日までに全額お支払いください。ただし、供給者との直接契約による場合は、供給者にお支払いください。）

・　中之島図書館内のカフェ営業に必要な各種手続きに要する費用

・　貸付中における室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用

・　貸付中における府から貸与を受ける設備什器類等の維持補修に必要な費用

・　室内照明管球の調達・交換に要する費用

・　共用部分の維持管理に必要な費用（別紙２を参照ください。毎月、指定管理者が発行する請求書により、指定する期日までに全額お支払いください。）

②　カフェ営業にあたり府又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用

③　電話、インターネットやWi―Fi設置等通信に要する一切の費用

④　カフェ営業のために出店事業者が講じたセキュリティー費用

⑤　契約の終了に伴う原状回復にかかる費用

⑥　その他カフェ営業に関する一切の費用

（７）契約保証金

①　出店事業者は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第67条に規定する契約保証金を契約締結までに納めていただきます。

②　契約保証金は、年額貸付料の３カ月分（年額貸付料に12分の３を乗じて得た額）と同額とします。

なお、年額貸付料が増額した場合等には、契約保証金も増額しますので、その都度納めていただきます。

③　契約保証金には、利子はつきません。

④　出店事業者が契約を締結しない場合又は契約の義務不履行により契約を解除された場合、契約保証金は、地方自治法第234条第４項及び第234条の２第２項により府に帰属します。

⑤　契約保証金は、契約期間満了時又は契約解除時に、貸付料の滞納がある場合や原状回復が履行されない場合は、これらに充当するものとします。

⑥　出店事業者が当該物件を原状回復し、府への引渡し手続を完了させた後、府は、出店事業者からの請

求に基づき、契約保証金を返還します。なお、返還にあたっては、10日程度要しますので、あらかじめ

ご承知ください。

（８）店舗設備等に関する事項

　　①　既存設備について

　　　　出店事業者は、府の所有する既存設備（貸付中における府から貸与を受ける設備什器類等）を使用することができます。（別紙３を参照）

　　②　新規設備・備品の設置、入替えについて

厨房設備・機器、椅子やテーブルなどの調度品、食器類や調理器具は、出店事業者の負担で調達してください。ただし、その場合施工について図書館との協議が必要となります。さらに施工箇所によっては、文化庁との協議が必要な場合があります。

　　③　設備・備品の維持補修について

既存、新設に関わらず、カフェに係る設備・備品の維持補修、部品等の取換えは、出店事業者の負担により行ってください。

（９）指定管理者制度の導入

　　　中之島図書館では、現在、建物設備保守管理業務等に関して指定管理者制度を導入しており、下記の業務は指定管理者が行っています。

　　　賃貸物件の貸主は府ですが、日常における施設の維持管理にかかる調整は、指定管理者と行っていただきます。

記

施設の維持管理、多目的スペース及び展示室の運営、文化事業の実施、中之島図書館にかかる情報発信、カフェ事業者との連絡調整、その他図書館の利用者のサービスの向上、中之島図書館の魅力向上及び中之島エリアの活性化に資すると認められる業務など

（10）今後の改修予定

中之島図書館では、重要文化財である本館の維持補修工事を予定しています。当該工事にかかる費用は府が負担しますが、工事期間中は、施設の休館若しくは部分休館又は出入り口の変更が必要な場合があります。来館者にご不便をかけないよう、工事の実施方法については、可能な限り工夫をしますが、安全の確保等の観点から、やむを得ず休館する場合があります。

　　図書館本館（重要文化財）維持補修工事（中央ホールドーム天井の修復ほか）：時期は未定です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（決まり次第、お示しします。）

２　営業条件等

（１）営業日及び営業時間

中之島図書館（図書室エリア、多目的スペース・展示室）の休館日・開館時間等については、以下①から③のとおりです。出店事業者は、図書室エリアの開館時間中の午前９時から午後５時までは必ずカフェの営業を行ってください。

図書館の閉館時にもカフェ営業を行うことは可能ですが、セキュリティー等施設管理上の責任や費用負担については指定管理者と十分に協議を行い、了解を得てください。

　①　中之島図書館の休館日

・　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条各号に規定する休日

・　日曜日

・　６月・10月・３月の第２木曜日

・　12月29日から翌年の１月４日まで

②　中之島図書館の開館時間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 館内施設 | 月曜日～金曜日 | 土曜日 |
| 図書室エリア（閲覧室・記念室を含む） | 午前９時～午後８時 | 午前９時～午後５時 |
| 多目的スペース・展示室 | 午前９時～午後９時30分 | 午前９時～午後５時 |

※多目的スペース・展示室の開館時間は指定管理者の提案により変更になる場合があります。

③　イベント開催等における臨時開館・臨時時間延長について

中之島（東）エリアで大規模イベントが開催される日は、図書室エリアを除く部分について、休館日でも臨時に開館し、また、土曜日も必要に応じて臨時に時間延長をする場合があります。

（２）営業開始日

カフェの営業開始日は、令和８年１月５日以降、遅くとも令和８年４月１日までとしてください。なお、出店事業者は、府との協議により、営業開始日を変更することができます。

（３）提供するメニュー

①　図書館の館内カフェにふさわしい飲食サービスの提供を行ってください。

②　カフェ以外の館内施設に影響を与えるような、匂いが強いメニューは（調理時において強い匂いが発生する場合も含む）提供できません。

③　夕方５時以降翌朝６時の間は、アルコール類の提供も可能です。（休館日においては、終日、提供することも可能です。）

④　テイクアウト用のメニューの提供は可能ですが、こぼれにくいように配慮してください。

（４）その他のサービス等

①　出店事業者は、貸付物件内（２階部分）において、来館者に対し、中之島図書館が所蔵する資料を身近に感じていただく機会を提供するようなサービスを工夫してください。対象資料、活用例及び活用上の注意については、別紙４「図書館資料の活用について」を参照してください。

②　出店事業者は、貸付物件内でのサービス提供のほか、来館者サービスの向上や中之島図書館及び中之島エリアの憩いとにぎわいの場の創出を図るような、様々なサービスの提供に努めてください。

（例）・　指定管理者と連携して行う中之島図書館多目的スペース利用者向けのサービス

・　府や指定管理者と連携して行うイベント

（５）営業に伴う関係法令上の手続き

　　　カフェ営業に伴い関係法令上必要な諸官庁への申請・届出等については、全て出店事業者の負担において行ってください。

（６）食材料等の搬出入

食材料等の搬出入については、通用口を用いることとし、あらかじめ指定管理者と協議の上、決まった時間・方法により出店事業者が搬出入業者と連絡調整を行い、実施してください。

（７）廃棄物の回収

　　　店舗から発生する全ての廃棄物の回収は、出店事業者の責任で行い、費用も出店事業者の負担とします。廃棄物の回収方法及び頻度等については、あらかじめ指定管理者との協議が必要です。

（８）貸付物件の改修・修繕等

　　①　改修・修繕

中之島図書館の建物の一部は国の重要文化財に指定されているため、原状を変更（新規設置、修繕等）する場合は、文化庁との協議が必要です。文化庁との協議は、建物の所有者である府が行いますが、協議内容によっては、改修方法、予算及び改修期間等に変更が生じる可能性があることを了知してください。

出店事業者が、重要文化財部分の原状を変更する改修又は修繕を行う場合は、府が定める日までに、施設の改修・修繕計画書（改修を要する箇所・機器とその改修方法）を中之島図書館長に書面により提出し、その承認を受けなければなりません。

参考として、重要文化財に指定されている部分を別紙５「大阪府立図書館　保存管理区分図」に、現在の保存活用の方針を別紙６「大阪府立図書館　保存活用方針」に示します。改修又は修繕の箇所が文化庁協議の対象かどうかについて疑義のある場合は、必ず府に確認してください。

②　看板の設置

正面玄関脇のオープンスペース及び館内に看板を設置することは可能ですが、重要文化財部分に新たに穴をあける等、原状の変更を伴う設置はできません。

また、看板のデザインについては、建物の外観との調和に留意することとし、表示箇所、看板等の文言、色彩、大きさ及び数量については、府と協議し承認を得てください。

（９）緊急時の対応

事故や犯罪若しくはこれらに準じる事態が発生した場合は、その内容や対処方法等をまとめ、府に報告してください。また、営業時間内外における緊急時の連絡体制をあらかじめ府に届け出てください。

３　契約条件

　　府と出店事業者が協議を行った上で、下記の項目について、契約を締結する予定です。

|  |
| --- |
| 貸付物件、使用目的、賃貸借の期間、賃貸料（※）及び契約保証金並びに共益費等、契約更新等、賃貸料（※）の改定、賃貸料（※）等の支払、契約不適合責任期間、維持保存の義務、使用上の制限、使用状況の変更、賃貸借の期間の更新、有益費等の請求権の放棄、住所変更等の届出、公序良俗に反する使用等の禁止、実地調査等、契約の解除、貸付物件の返還等、損害賠償、費用の負担、疑義等の決定（※）貸付料は、契約においては、賃貸料という。 |

なお、（１）から（８）の内容については、十分にご理解いただいた上で、ご応募ください。

（１）契約更新等

本契約は、借地借家法第38条第1項の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした借家契約とし、同法第26条、第28条及び第29条第１項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されません。よって、契約更新に係る権利は一切発生せず、賃貸借期間の満了時において契約の更新は行われず、貸付期間の延長も行われません。

（２）貸付物件の引渡し

賃付物件の引渡しは、現状有姿（あるがままの状態）で行います。

（３）貸付物件の管理責任

貸付期間中の貸付物件の管理は、出店事業者が責任を持って行っていただきます。

なお、万一貸付期間中に貸付物件において事故等が発生した場合は、出店事業者の責任において処理していただきます。

（４）権利設定及び譲渡の禁止

貸付物件を転貸することや賃借権を譲渡することはできません。また、賃借権を担保に供することはできません。

（５）契約の解除

次のいずれかに該当した場合は、契約を解除します。

①　出店事業者が、契約条項に違反したとき。

②　出店事業者が、応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したことが判明したとき。

③　賃料の支払いの有無にかかわらず、正当な理由なく休業状態が１か月間以上継続しているとき。

④　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定する許可の取消し又は営業の禁停止を受け、営業再開の見込みがないと認められるとき。

　　⑤　出店事業者から正当な理由により契約の解約について申し出があったとき。ただし、解約の申し出は、解約日の６か月より前に行わなければならない。

（６）損害賠償

①　出店事業者は、その責に帰すべき理由により、貸付物件の全部または一部を滅失または毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害額に相当する金額を損害賠償として府に支払っていただきます。 ただし、出店事業者が自己の負担により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

②　①に定める場合のほか、出店事業者が本要項や賃貸借契約書等に定める義務を履行しないために府に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払っていただきます。

③　出店事業者は、貸付物件の使用に当たり、府又は第三者に損害を与え、それが府の責めに帰さない事由による場合は、出店事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

④　利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに指定管理者に報告してください。

⑤　天変地異、火災、停電又は盗難等、府の責に帰すことのできない事由により発生した事故のため、出店事業者が被った損害については、府は一切の責任を負いません。

⑥ 府が中之島図書館及び貸付物件の維持保全のために行う工事により、貸付物件又は共用部分の全部又

は一部を使用できない場合において、府は出店事業者に対して、損失補償等は一切行いません。

（７）原状回復

①　契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、出店事業者は、自己の負担により貸付物件を原状に回復し、府が指定する期日までに返還しなければならないものとします。ただし、府が特に承認した場合は、この限りではありません。

②　出店事業者が、期日までに原状回復の義務を履行しないときは、府が原状回復のための措置を行い、その費用の支払いを出店事業者に請求することができるものとします。

この場合において、出店事業者は、何ら異議申立てをすることはできません。

③　貸付料相当損害額は、出店事業者の希望による撤退、府による契約解除など理由の如何にかかわらず、出店事業者が貸付物件を原状回復の上、府に返還し、これを府が認める日まで発生します。

（８）業務の引継ぎ

　　①　出店事業者は、次の出店事業者に対し、その営業開始日から円滑に業務が遂行できるよう、十分な

　　　業務の引継期間を設けてください。

　　②　出店事業者が契約期間満了等により設備等を撤去する場合、撤去、原状回復等に要する期間は契約期

　　　間内とし、府の確認、検査を受けてください。

　　③　出店事業者が設置する設備及び備品等については撤去し、現状回復することが原則ですが、次の出店

　　　事業者が継続して使用することを希望する場合は、双方において設備及び備品等の引継ぎ及び費用負担

　　　等について十分な協議を行ってください。その結果、継続使用する事が決まれば、速やかに府に報告し

てください。

　　④　本契約の満了又は解除する場合において、府が出店事業者を変更するときに必要な引継ぎについては、

　　　次の出店事業者の営業に支障のないよう円滑に実施してください。

**別紙１**

**中之島図書館のカフェのコンセプト**

◆　中之島図書館のカフェは、

・重要文化財である建物や図書館の内部との調和に配慮した上質で洗練されたデザイン

・建物や所蔵資料等の魅力を活かし図書館の文化的魅力を更に高めるような演出

・お客様にくつろいでいただける接客

をコンセプトに、「ここにしかない特別感」を感じていただける空間を創出し、従来の公の施設としての利便性を超えて、「カフェを目当てに出かけたくなる」「本が苦手でも行ってみたくなる」場所となることを目指しています。

　　実現に向けた手法は、自由な発想でご提案ください。

例えば、

自家焙煎や珈琲豆の産地や生産者を限定して丁寧に淹れられた薫り高い珈琲

知的な交流が生まれるコミュニケーションスペース

重要文化財の建物とマッチした調度品

ゆっくりと読書ができる心地よい空間

大人がゆったりとくつろげる夜のカフェテラス

こだわりのあるBGM

カフェという場の様々な可能性の中から、中之島図書館の魅力を活かしたアイデアを提案いただき、「カフェに通っていたお客様がいつのまにか図書館の本を手にしていた」そんなストーリーを私たちに授けてくださることを期待しています。

◆　図書館の指定管理者との連携のもとに、多目的スペースをはじめ館全体の活用を図りながら、憩いとにぎわいの場を創出することもご検討ください。

隣接する大阪市中央公会堂をはじめとした文化施設との連携による、中之島エリアの魅力向上にも寄与することを期待しています。

　中之島図書館全体の施設のコンセプトは、中之島図書館指定管理者募集要項１ページにある３（１）①施設の設置目的　②運営目標をご参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/n-tosho/sentei2025.html>

**別紙２**

**共用部分の維持管理に必要な費用**

１　共益費（電気・上下水道料金を除く）の面積割負担

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　貸付面積 ×1.05

　　（施設全体の共益費―施設全体の電気・上下水道料金）　×　――――――――――――――――――

建物の総面積（貸付面積を含む）

　　　※施設全体の共益費は、空調・警備・清掃・各種メンテナンスにかかる費用のこと。



**別紙３**

貸付中における府から貸与を受ける設備什器類等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 貸付中における府から貸与を受ける設備什器類等 | カフェ出店事業者で整備が必要と思われる設備工事等 |
| 電気設備 | ・厨房用動力・照明コンセント用電源供給のための受変電設備（既存使用）・厨房用動力・照明コンセント用電源供給のための新館からの回線（既存使用）・厨房用電源供給用開閉器（既存使用）容量AC1∮3W　210V-105V・・225AF/150ATAC3∮3W　210V・・・・・・・・225AF/125AT | ・厨房機器への接続工事等左記以外で必要と判断されるもの |
| 給水設備 | ・給水配管は、厨房内所定位置にてバルブ止め（既存使用）給水口径：25A | ・厨房機器への接続配管工事等左記以外で必要と判断されるもの※給湯を必要とする場合は、貯湯式の電気温水器による給湯としてください。 |
| 排水設備 | ・厨房内所定位置にて排水管立ち上げ（既存使用）排水口径：65A | ・厨房機器への接続配管工事等左記以外で必要と判断されるもの |
| 通信設備 | ・南館１階に電話端子盤あり | ・電話回線設置工事等、必要と判断されるもの。 |
| 空調設備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ・パッケージエアコン（冷暖房兼用形）２台定格冷房標準能力　12.5KW定格暖房標準能力　14.0KW | ・左記以外で必要と判断されるもの |
| 換気設備 | ・換気扇(30ｃｍ形)　3台風量　1,002㎥/h　 | ・取り換えが必要な場合は、事業者で整備※特殊排気(フード等)が使われる場合には窓部にフード取付けを行い、壁面を傷つけないようにすること。 |
| グリーストラップ |  | ※15㎝～20㎝程度の高さの床を設け、その高さを利用して納めること。 |
| その他 |  | ※厨房範囲にシンダーコンクリートを打設する場合は120㎜以下とすること。また、床レベルを300㎜の高さにする場合は押出法ポリスチレンフォーム保温版などで嵩上げをおこなうこと。 |

注）■重要文化財として、保存が必要な箇所

２階・１階貸付物件区画・・・文化財保護法に基づき、全て文化財として保存が必要となります。ただし、内装を除くとされています。いずれも、改修については図書館との協議が必要となります。

**別紙４**

**図書館資料の活用について**

中之島図書館では、現在約9,000冊の貴重図書を含む約20万冊の古典籍資料をはじめ、総数約63万冊の資料を所蔵しています。

事業者は、来館者に歴史的な価値のある図書館資料を身近に感じていただく機会を提供できるよう、図書館資料のうちデジタル資料（おおさかeコレクション等）をカフェ内での展示等に積極的に活用してください。

なお、デジタル資料を印刷して展示等をする場合は、別途手続きが必要です。

　　　　　　　　　　　　**資料１**

　